

令和 8 年度 居宅訪問型保育事業設置に係る協議要項

1 趣旨

この要項は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 6 条の 3 第 11 項における居宅訪問型保育事業を設置・運営する事業者の協議に関して必要なことを定める。

2 協議の概要

(1) 協議の対象となる事業

法第 6 条の 3 第 11 項に規定する居宅訪問型保育事業（但し、後掲「7 利用子ども」に掲げる者を対象とするものに限る。）を行うもの。

(2) 定員

1 名（但し、一事業所において職員配置基準を満たす範囲において 2 名以上を受け入れることを可能とする。）

(3) スケジュール概要

年度内で随時受け付けを行う。

事 項	令和 8 年 10 月 1 日開始分	令和 9 年 4 月 1 日開始分
協議書類(一部)提出締め切り(注)	令和 8 年 6 月 5 日 (金)	令和 8 年 11 月 6 日 (金)
協議書類提出締め切り	令和 8 年 6 月 26 日 (金)	令和 8 年 11 月 27 日 (金)
協議結果通知	令和 8 年 8 月中	令和 9 年 1 月中

(注) 提出書類一覧（別紙）に記載している★マークの書類を提出できない場合は、協議を受け付けることはできない。

(4) 募集数

各区、数か所程度（主に北区など、実施事業所がないところを優先）

(5) 事業開始予定日

令和 8 年 10 月 1 日（木）または 令和 9 年 4 月 1 日（木）

3 協議を行うための事業者の資格

次の各号のいずれも満たすこと。

- (1) 財務内容が不適正でない者であること(債務超過や直近 3か年の連続した損失計上、公租公課の滞納等、経営状況に係る懸念事項がないこと。)
- (2) 名古屋市暴力団排除条例(平成 24 年名古屋市条例第 19 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第 1 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (3) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成 26 年厚生労働省令第 61 号、以下「省令」という。)及び名古屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年名古屋市条例第 58 号。以下「条例」という。)、名古屋市居宅訪問型保育事業の認可の基準等に関する要綱(以下「認可要綱」という。)、本協議要項、その他関連法令等に従った運営ができること。

4 事業所

- (1) 名古屋市内に事業所を設置すること(但し、同一法人が運営する他の施設や当該施設の事務所内等において併設することも可能とする。)
- (2) 事業所は、原則、独立した事務スペースを有すること。
- (3) 事業所には、個人情報保護のため、専用の書類保管庫を有すること。

5 運営条件

(1) 開所日

原則、月曜日から土曜日(但し、祝日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日を除く。)

(2) 保育提供時間

午前 7 時から午後 6 時 30 分のうちから、法人が設定した 11 時間。

併せて、上記時間内でコアタイム(8 時間)を設定すること。

(3) 受入年齢等

0 歳から 5 歳児(6 歳に達した以後最初の 3 月 31 日までの子ども。)

但し、3 歳に達した以後最初の 4 月 1 日以降の子どもから 6 歳に達した以後最初の 3 月 31 日までの子どもについては、特例給付の対象となる。

(4) 昼食・おやつ

原則、保護者が準備する昼食、おやつを提供すること（但し、後掲「(5) 居宅訪問型保育連携施設」において給食が提供される場合は除く。）

(5) 居宅訪問型保育連携施設

ア 利用子どもの障害、疾病等の状態に応じ適切な専門的な支援が受けられるよう、少なくとも1か所以上の居宅訪問型保育連携施設（下表参照）を確保すること。

居宅訪問型保育連携施設	
a	児童発達支援事業所
b	児童発達支援センター（地域療育センター通園部を含む。）
c	障害児入所施設
d	医療機関
e	訪問看護事業所
f	その他、市長が定める機関

イ 利用子どもが、保育利用時間内において、児童発達支援事業所等を利用する場合は、当該施設を居宅訪問型保育連携施設とすることが望ましい。

ウ 原則、協議書類受付締め切り日までに、居宅訪問型保育連携施設を確保しなければならぬ。当該施設を居宅訪問型保育連携施設とするための「連携契約書の写し」を協議書類受付締め切り日までに提出できない場合は、申込は無効とする。

(5) その他

法、省令、条例、認可要綱に定める運営に関する事項を遵守すること。

6 職員の要件と配置

居宅訪問型保育事業には、管理者及び居宅訪問型保育者を配置すること。

(1) 管理者

ア 要件

(ア) 当該事業の管理、運営を行うために必要となる識見を身につけている者であること。

(イ) 運営法人が、社会福祉法人または学校法人以外の場合には、保育所並びに保育所以外の児童福祉施設、認定こども園、幼稚園、家庭的保育事業、児童発達支援事業所、医療機関、訪問看護事業所において2年以上の業務実績を有する者であ

ること。

イ 配置

1名を配置すること。但し、後掲(2)「居宅訪問型保育者」が兼ねることも可能とする。また、同一法人が運営する他施設の職員が兼ねることも可能とする。

(2) 居宅訪問型保育者

ア 要件

(ア) 保育士または保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者（「保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者」とは、市長が行う認定研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う認定研修を含む。）を修了した者をいう。）。

(イ) 市長が行う居宅訪問型保育基礎研修及び専門研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う居宅訪問型保育基礎研修及び専門研修を含む。）を修了した者。

(ウ) (ア)及び(イ)を満たす者が、看護師、保健師及び助産師（以下「看護師等」という。）でない場合は、医療的ケアを要する利用子どもを受け入れるまでの間に、社会福祉士及び介護福祉士法附則第10条第1項に規定する認定特定行為業務従事者に認定されること。但し、訪問看護事業所等の看護師等が、利用子どもの医療的ケアを行う場合を除く。

イ 配置

(ア) 保育提供時間を通じて、1名以上配置すること。但し、(1)「管理者」が兼ねることも可能とする。

(イ) 利用子どもを受け入れた際に、利用子ども1人に対して居宅訪問型保育者1人を必ず配置しなければならない。

7 利用子ども等

(1) 利用子ども

次のア及びイを満たす0歳児から5歳児(満6歳に達した日以後最初の3月31日までの子ども)。

ア 原則、医療的ケアを必要とする子どもであり、保育施設・事業所における集団保育が著しく困難であること。

なお、「集団保育が著しく困難」である場合とは、区社会福祉事務所長が障害又は医療的ケアの必要性もしくは疾病等を理由とし、通常の申込とは別に利用調整を行ったが利用申込書に記載した希望施設に内定しなかった場合、または、医療的ケア児であり、主治医により集団保育が困難である旨が、本市の定める様式により証明された者である場合とする。

イ 保護者のいずれもが次のいずれかの要件(保育の必要な事由)に該当すること。

就労、産前産後、疾病等、親族介護、災害復旧、 求職活動、就学、育児休業 (「発達援助」は含まない。)

(2) 利用相談及び利用申込先

利用子どもの居住する区の区役所民生子ども課、支所区民福祉課

(3) 利用者負担額(利用料)

利用者負担額は、世帯の市民税額に応じて階層別に決定する。世帯の階層は教育・保育給付認定保護者の属する世帯の課税額の合計による。利用料は保護者が事業者に直接納付することとする。

(4) 実費徴収

保育に必要となる日用品費、交通費ほか保護者が負担することが適当と認められる費用を徴収することができる。但し、日中利用する児童発達支援事業所等で徴収される実費等については、徴収することはできない。

(例) 利用子どもが、保育利用時間内において児童発達支援事業所等を利用するために、“当該児童発達支援事業所等の送迎サービス”を利用して利用子どもを送迎する場合

- | | | |
|-------------------|---|--------|
| ・居宅訪問型保育の運営事業者 | ： | 実費徴収不可 |
| ・児童発達支援事業所等の運営事業者 | ： | 実費徴収可能 |

8 運営費（別紙1「給付想定額一覧」参照）

(1) 給付費

ア 利用子どもを受け入れた場合、地域型保育給付を支給する。

イ 給付費の額は、国の定める公定価格から、保護者が事業者を支払う利用者負担額（利用料）を控除した額とする。

(2) 給付費の減算

ア 利用子どもが、居宅訪問型保育を利用しない日が、あらかじめ決まっている場合に、給付費の減算を適用する。

（例）児童発達支援事業所等を月・水・金の3日、居宅訪問型保育を火・木・土の3日利用する場合

・居宅訪問型保育が提供されない週3日分に応じ、一定の割合により減算

イ アに該当する場合においても、利用することがあらかじめ決まっている日について、利用子どもの突発的な体調変化等により数日間利用がない場合は、減算を行わないものとする。但し、長期の入院等により、1ヶ月単位で利用しないことが見込まれる場合は減算を行う。

9 協議手続き等

(1) 協議受付

事前相談を受理した事業者について、以下のとおり協議受付を行う。

ア 協議受付締め切り

・令和8年10月1日開始分：令和8年6月26日（金）

※「提出書類一覧（別紙）」の★がついている書類：令和8年6月5日（金）

・令和9年4月1日開始分：令和8年11月27日（金）

※「提出書類一覧（別紙）」の★がついている書類：令和8年11月6日（金）

イ 受付場所及び受付時間

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市役所本庁舎2階 子ども青少年局保育部幼保企画課

午前9時から正午、午後1時から午後5時まで

ウ 来庁の要否等

(ア) 必ず来課のうえ提出すること（郵送での受付は行わないため留意すること）。

(イ) 来課の際は、必ず前日までに電話で予約すること。

(ウ) 協議書類が、明らかに本協議要項及び関係法令等に反する場合は、協議書の受理を行わないため、留意すること。

エ 提出方法

別紙2「提出書類一覧」に掲げる書類を以下の要領で提出すること。

(ア) 正本1部、副本1部を作成し、提出すること(提出を受けた書類は返却しない。)

(イ) 提出書類は、番号ごとにインデックス(正本、副本は1番から18番)を付け、左側に2か所穴を開け、ひも等で綴じて提出すること。

(ウ) 副本は、正本の写しを提出すること。

(エ) 様式は片面刷りとすること。

オ 注意事項

(ア) 本市が必要と認める場合は、追加資料の提出や説明を求めることがある。

(イ) 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。また、本市から指示があった場合を除き、締め切り日以降の提出書類の差替え又は再提出は認めない。

(ウ) 提出書類は、名古屋市情報公開条例(平成12年名古屋市条例第65号)に基づき、行政文書として情報公開の対象となるほか、公表等が特に必要と認められる場合は、本市は提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。ただし、法人・個人に不利益を与えると認められる部分は、非公開とする。

(エ) 提出書類に含まれる著作権・特許権等は日本国の法令に基づいて保護される。第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、事業者が負うものとする。

10 留意事項

(1) 以下に該当する協議は、無効とする。

ア 提出書類に虚偽の記載をした事業者による協議

イ 本協議要項に示した提出書類作成及び提出に関する条件に違反した協議

(2) 選定後に提出書類に虚偽の記載がされていたことが判明した場合や、協議内容と異なった設置や運営を行った場合は、決定を取り消すことがある。また、保育に係る今後の公募等の選定において不利な取扱いを受けることもある。

(3) 本協議に係る書類は、本市の了解なく公表又は使用してはならない。

- (4) 本協議に関し、必要な費用は、すべて事業者の負担とする。
- (5) 書類提出後の辞退に際しては、書面（任意様式）により届け出るものとする。

11 その他

その他必要な事項は、別に定める。

(問い合わせ・連絡先)

名古屋市子ども青少年局保育部幼保企画課（担当 伴・金子・清水）

電話番号 052-972-2528

ファックス番号 052-972-4146

電子メール a2528@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp